

平成 26 年 11 月 10 日

令和 4 年 10 月 28 日 改訂

令和 7 年 9 月 10 日 改訂

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の調達に関する基本方針

大学共同利用機関法人人間文化研究機構は、調達に関する基本方針を次のとおり定めましたので公表いたします。

1 法令の遵守

人間文化研究機構は、社会の一員であることを自覚し、社会の模範となることを目指し、社会規律、法令、機構内規則等を遵守した調達を実現することにより、一切の不正な取引を排除します。

○取引先様をお願いする事項

(1) 調達に当たり、贈賄、談合及び本機構役職員との癒着などの誤解が生じる様な行為をすることがないようにお願いいたします。

(2) 調達に当たり、仕様を十分に確認の上、納品等をお願いいたします。なお、納品等の際、本機構の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。

(3) 次の行為は、不正取引とみなしますのでご注意願います。

①預り金（本機構役職員からの預け金依頼の承諾）

・本機構役職員から取引先様に架空取引を指示し、契約した内容が履行されていないにも関わらず履行されたものとして代金を支払い、その支払金を当該取引先様に管理させるもの。

②取引事実と異なる書類の提出

・履行していないのに、履行したとして納品書・完了報告書、請求書を提出すること。

・実際に納品したものと異なる品名で納品書・完了報告書、請求書を提出すること。

・実際に発行・提出した日とは異なる日又は空欄で書類を提出すること。

(4) 発注は、原則として本機構契約担当部署の事務職員が行います。

なお、1 件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていません。

2 取引先選定の公平性

人間文化研究機構は、調達に当たっては、透明性及び公平性を確保するため競争によることを原則とし、競争によることができない場合には、本機構の規則に基づき厳格に調達の相手方を選定し、恣意的な選定は行いません。

○取引先様をお願いする事項

本機構では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご理解願います。

3 パートナーシップ

人間文化研究機構は、機構運営のパートナーとして、取引先様との相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

○取引先様にお願いする事項

(1) 本機構役職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないよう願います。万一、要請があった場合には、公的研究費不正使用通報窓口までご連絡願います。

・ 公的研究費不正使用通報窓口（連絡先等：https://www.nihu.jp/ja/opendoor/f_tsuhou）

本部監査室長

清水法律事務所（外部通報窓口）

(2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）第14条による本機構のハラスメントに対する相談窓口は以下の通りです。

・ ハラスメント相談窓口（連絡先等：連絡先等：<https://www.nihu.jp/ja/opendoor/chotatsu.html>）

本部及び各機関ハラスメント相談員

(3) 本機構契約担当部署又は本機構選任の監査法人等が、調達に関するデータ（売上台帳など）の提供や売上残高の確認等の情報提供を依頼した際は、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

4 環境配慮

人間文化研究機構は、調達に際し環境に配慮します。

・ 関係法令

(ア) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(イ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

○取引先様にお願いする事項

本機構への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入いただくよう本機構の取り組みにご協力をお願いいたします。

5 経費節減

人間文化研究機構は、調達の効率化などにより経費の節減を図ります。

○取引先様にお願いする事項

本機構の調達案件においては、高品質かつ安価な調達ができるようご協力をお願いいたします。また、本機構が調達効率化のための施策を講じた際は、ご協力をお願いいたします。

6 取引停止について

本機構においては、「人間文化研究機構における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」を定めており、特に情状酌量すべき事情がある場合を除き、取引の相手方が行った不正・不適切行為の内容等に応じ取引停止等の措置を講じることとしております。